



KOBE BUSSAN CO., LTD.



2022年12月15日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 神 戸 物 産 (コード番号：3038 東証プライム)
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 沼 田 博 和
問 合 せ 先	経 営 企 画 部 部 長 坂 本 匡 浩
	T E L 0 7 9 - 4 5 8 - 0 3 3 9

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、定款の一部変更を2023年1月27日開催予定の当社第37期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

#### 3. 変更の日程

定款一部変更のための株主総会開催日	2023年1月27日(金)
定款一部変更の効力発生日	2023年1月27日(金)

以 上

【別紙】

(下線部分は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p> <p>②前項の開示を行ったときは、法務省令に定めるところにより、当社が当該事項に係る情報を株主に対して提供したものとみなされる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p>第1条 (条文省略)</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>第2条 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>②本条は、前項の株主総会の日から3か月を経過した日後にこれを削除する。</p>